大学評価基準(JABEE案)	意見	対応
基準1(1) 専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用により高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生及び教員に周知させ、社会に公開していること。		専門職大学院は高度な専門職人材を育成するとの社会的要請に基づいて設置されていますので、社会の要請を踏まえて専攻の使命・目的が定められていることを確認することは必要と考えています。
基準1(1)	・学術という用語には理論も応用も含まれている。ここは「学 術理論及びその応用により」の文言を削除したほうが意味が 明確になると考える。	学校教育法99条2項に「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。」との定めがあります。これを踏まえて以下のように記述を修正しました。 基準1(1) 専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。
基準1(2) 高度な専門職業人の育成のために、どのような知識・能力を学生に修得させるかを、社会の要請を反映させつつ学習・教育目標として明確に設定しており、学生および教員に周知させていること。その知識・能力には、下記の(i)~(vi)が含まれていること。また、当該専攻がその特色として、(i)~(vi)以外の知識、能力を修得させているときには、これを明示していること。 (i) 当該専攻が対象とする技術分野に関する基礎的素養(ii) 当該専攻が対象とする技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に応用できる能力(iii) 当該専攻が対象とする技術分野において、複合的な問題を分析し、課題を設定・解決できる卓越した能力(iv) 継続的に学習できる能力(v) 当該専攻が対象とする技術分野に関する実務を行うために必要なコミュニケーション能力、協働力、マネージメント力などの社会・人間関係スキル(vi) 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度	育内容が引っ張られる懸念がある。	教育機関の強みや社会の要請などを考慮して「当該専攻が対象とする技術分野」を適切に設定することで、各専攻の独自性を出すことは十分可能です。事実、JABEEによるアクレディテーション認定を得た教育プログラムは非常にバラエティに富んでいます。
基準1(2)	・(iii) 現実の問題は単なる応用問題ではなく分野横断的で複合的な問題解決を必要とするものである。この個所の記述は理想的にすぎるのではないか。複合的な問題を分析すれば問題設定ができるというような単純な構図では現実の課題を実務実践的に解決することは難しい。むしろ、実務実践的に問題を解決する能力程度の記述にならないか。	単なる応用問題以上の内容を教育しているならば、基準1(2)(iii)の要求を十分にクリアしていると思われます。従って、「記述が理想的に過ぎる」とのご指摘は当たらないと考えています。

大学評価基準(JABEE案)	意見	対応
基準1(2)	・(iv) 倫理規範は、所属する国、社会、組織、職能集団、それぞれが有するものである。ここの記述は、教育で達成できる限界を超えた記述になっている。職業倫理を理解し、倫理的な判断ができる能力のような記述にならないか。	範を守りつつ職務を果たす能力と態度」はほぼ同じ内容を表現しています。なお、JABEEによる認証評価は、当該技術分野に精通した評価者が、倫理規範の多様性にも配慮した上で行います。
演習、PBL、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。 基準3(3) カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。ま	困難なものであるが、この部分の教育が無ければ人材育成とは言えず、知識・スキルよりも大学院教育においては重点が置かれるべきと考える。したがって、大学院での評価は大学院における当該学生の活動全般にわたる実績によって評価することになる。これがPBL教育の重要な点であり、ソフトスキル面の教育と評価のシステムが明示的に存在することが重要であり、教育システムの評価はこうした側面からなされるべきである。(したがって、一律の達成度の設定などは不必要である	しかし、基準1(2)で学習・教育目標を設定した だけでは、それに対応する教育の実践が担保で きないため、基準3(2)や基準3(3)にて対応する
	生はそれぞれの専門教科を受講する上で必要な知識は自己 責任で学修する必要がある。したがって、学部教育でと同じようなカリキュラム全体での体系性を問うことは、むしろ非合理的である。すべての修了生が同じ知識を保有している必要はない。これは研究型の大学院でも同様で、専攻のすべての分野	専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」と 定められています。従って、学修分野を先鋭化 した場合でも、その分野の中での体系性は必要 です。
	にして示すべきか。JABEE流だと、すべての授業資料及び試験・レポート・採点表の提示が必要であるが。	授業資料、試験答案・レポート等のうち代表的なもの、採点表等を提示して頂きます。 なお、JABEEによるアクレディテーション認定審査でも、試験答案やレポートの全部の提示は要求していません。

大学評価基準(JABEE案)	意見	対応
基準3(3)	・学部教育の評価とは違った大学院教育らしさを反映したものにならないか。従来の大学院では、学術論文を書く能力など実績を評価している。個々の知識体系の獲得がどうなされているかを評価することも重要であるが、むしろ、必要な時に必要な知識・スキルを獲得しながら実績をあげる能力のようなものを評価するシステムが必要である。	ご指摘の「必要な時に必要な知識・スキルを獲得しながら実績をあげる能力」は、基準1(2)(iv)「継続的に学習できる能力」等に含まれています。基準3(3)と併せ、専門職大学院がこれを教育しているかも重要な評価ポイントです。
基準3(4) 学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できるシステムがあり、学生および教員に開示されて、活動が実施されていること。		「達成度の継続的点検」は自己管理の一つでもあります。専門職大学院が学生に強制しなくても、これが実行されているならば、評価に値することだと考えています。
基準3(4)	・「学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検」は理想的にすぎる。むしろ個々の授業科目が学習・教育目標を達成するよう構築されていて、その意味で基準3(3)が評価されればよいのであり、二重の評価基準を用いるような方法にならないほうがよいように思える。	訓練の一環であると同時に、学生が自らの能力 や専門職大学院の教育内容を確認するための
基準3(4) 基準5(3) 基準7(2)	への自己責任が要求されるところであり、学部教育のような手取り足取りの教育システムはそぐわないものと考える。したがって、学生からの要求を聞き、これに十分に応えることは必要となるが、教育自身に関しては学生らの要求を聞く授業アン	専門職大学院に在籍する学生の状況に応じて、「授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できるシステム」の具体的な制度設計は変わってくると考えています。必ずしも「手取り足取り」の教育システムを要求している訳ではありません。当該専攻の工夫を期待しています。
基準4(3) カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに従って活動を実施していること。	・このネットワーク組織は常設する必要があるのか。	教員間連絡ネットワーク組織は、常設を必須とはしていませんが、大学院設置基準8(2)により「大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする」必要はあります。
基準5(3) 学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、それに従って活動を実施していること。	・社会人大学院でこれが必要か。	本基準は、教育環境に関する学生の要望が反映できる仕組みを要求するものです。社会人を主な対象とする大学院でも、この種の要望が出る可能性はあるので、必要です。
基準5(3)	・「それに従って活動を実施していること」の意味がわかりづら い。	教育環境面における学生の要望に、専門職大学院がどのように対応しているかが評価に当たっての重要なポイントになります。

大学評価基準(JABEE案)	意見	対応
基準6(1) 各学習・教育目標に対する達成度を総合的に評価する方法と、評価基準が定められ、学生に周知され、実施されていること。		ご意見および専門職大学院を対象とする既存の認証評価機関が設定している評価基準や文部科学省との意見交換の結果等を踏まえて、以下のように基準を改めました。 学生に学習・教育目標を達成させるために、修了認定の基準と方法が適切に定められ、当該専攻にかかわる学生および教員に開示していること。またそれに従って修了認定を実施していること。
基準6(1)	・もちろん総合力が重要であることを否定するものではなく。 PBL型教育のような異なった教育手法で別途評価する仕組 みがあることで本目的は達成されるのではないか。	PBL型教育の成果についても、当該科目の成績評価ないしは修了認定の際に評価されている必要はあります。
基準6(2) 修了生全員が、すべての学習・教育目標を達成していること。	・社会人相手の専門職の大学院は選択と自由度があってもよいのではないか。	「すべての学習・教育目標を達成していること」を 義務付けるのは強すぎると考え、以下のように基 準を改めました。 学生に学習・教育目標を達成させるために、修 了認定の基準と方法が適切に定められ、当該 専攻にかかわる学生および教員に開示している こと。またそれに従って修了認定を実施している こと。
基準7(1) 当該専攻は教育システムが基準1~6 を満たしているかを点検・評価するシステムを有すること。	・当分野別評価の点検・評価を作成するための組織・委員会があればよいのか。それであればわざわざ基準にする必要があるか。	本基準は、学校教育法109条に規定する「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」の趣旨を踏まえて設定したものです。認証評価の際にだけ点検・評価を行えば良いという趣旨ではないので、基準に含めています。

大学評価基準(JABEE案)	意見	対応
基準7(2) 点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する 仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるもので あること。		本基準も学校教育法109条(上述)の趣旨を 踏まえて設定したものです。点検評価システム 自体の継続的改善を確認するために必要で す。
		なお、継続的改善については、専門職大学院設置基準1(3)により「専門職大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない」と規定されています。
基準7(3) 定期的な点検・評価の結果に基づき、教育システムを継続的に改善する仕組みがあり、有効な活動を実施していること。	・この基準は必要か。	本基準は、専門職大学院設置基準1(3)に規定する継続的改善の趣旨を踏まえて設定したものです。従って、必要です。
その他	ること。 大学院の学位であるから、具体的かつ客観的な学位の授与 基準を開示することが必要である。 具体的には、たとえば、査読つき学術論文が何篇必要である	学位授与基準は修了認定基準と一致するので、基準6(1)で設定しています。また、それが具体的なものになるよう、基準1(2)で学習・教育目標の設定を求めています。 なお、専門職大学院の場合、学術論文や査読付きの国際会議発表論文といった研究成果で
7.0.00	どについて、学生のみならず、広く社会一般に開示する必要が ある。	
その他	次の点につき、明確な評価基準が必要である。 2)学位授与にいたるプロセスを明確化し、開示し、学生に周知されていること。 専門職大学院であっても、学生がどのような学修プロセスを経て、学位授与に至るのかという行程表(ロードマップ)を明確化し、周知しなければならない。	学位授与に至るプロセスについても基準6(1)で評価しています。学修プロセスや行程表については、基準3(1)および基準3(3)で評価しています。
その他	・判定基準に関しての言及がない。	別に定める「認証評価の手順と方法」の中で言 及しています。
その他	・情報公開に関する評価が必要ではないか。特に、学生数、教員情報等、受験生が参考にできる情報を開示しているか等。	学校教育法109条(前述)の趣旨を踏まえて、 以下の基準を追加しました。 定期的な点検・評価の結果は刊行物等によっ て、積極的に学内外に公表していること。
その他	・在学生の教育以外の活動(研究,社会貢献等の活動) の評価が必要ではないか。	専門職大学院の専任教員については、認証評価の過程で、教育活動以外の活動(研究、実務、社会貢献等)も評価することにしています。

大学評価基準(JABEE案)	意見	対応
その他	評価があってもよいのではないか。	ご意見および大学院設置基準14条「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる」を踏まえて、以下の基準を追加しました。 夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっていること。また、学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制が適切であること。